

「住民税非課税世帯に対するこども加算給付金」 についてのお知らせ

本給付金(児童1人あたり2万円)は、令和6年度住民税が非課税の世帯のうち18歳以下の児童を扶養している子育て世帯を支援する制度です。

- 下記の記入例を確認しながら、別添「令和6年度住民税非課税世帯に対するこども加算給付金支給要件確認書」(以下、「要件確認書」といいます。)に記入等し、**同封の返信用封筒で返送してください。**
なお、要件確認書を提出していただいても、**支給要件を満たしていない場合は本給付金が支給されません。**
- 支給時期は、市が要件確認書を受理してから3～4週間後が目安です。**書類に不備等があった場合は支給が遅れます。

提出期限:

令和7年

4/30(水)

(当日消印有効)

※代理人申請(法定代理人含む)につきましては個々の事情に応じた添付書類の案内をさせていただきますので、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンターにお問い合わせください。

記入例

オモテ面

発行日

令和6年度住民税非課税世帯に対するこども加算給付金支給要件確認書【提出用】

【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

価格高騰生活支援給付金(こども加算)について、支給対象世帯(者)に該当するかを確認のうえ、

令和7年4月30日(水)(当日消印有効)までに本書を返送してください。

提出期限
令和7年
4月30日
(当日消印有効)

- (1) 支給方法 (口座情報なし)
(2) 支給日
(3) 支給口座 (口座名義)
(4) 支給額

(ウラ面)に受取口座を記

お問い合わせ番号

※お問い合わせの際、必ずお名前とこの番号をお伝えください。

○対象児童名 (※令和6年12月13日時点の住民票の情報を基に記入してください。※文字数が多い場合、全てを印字しない場合があります。)

対象児童名(姓・名)を記入してください。姓・名が5名を超える場合は2枚目以降があります。

【対象児童】令和6年12月13日(基準日)時点で同一世帯に18歳未満の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)が1人以上いる世帯です。

令和6年12月14日以降に生まれた新生児や別世帯で扶養している児童がいる場合は、令和7年4月30日(水)(当日消印有効)までに別途申請が必要です。

■世帯主(あて名)の方が支給要件に該当するか確認し、下記に署名してください。

①・②両方の支給要件に該当する場合のみ本給付金を受給できます。なお、提出後の審査等によって受給できない場合があります。

① 令和6年12月13日を基準日とする姫路市価格高騰生活支援給付金の支給対象世帯である。

② 令和6年12月13日時点で同一世帯に18歳未満の児童が1人以上いる世帯である。

確認事項

ア 上記支給要件①・②の両方に該当している場合、世帯主(あて名)の方が令和6年12月13日時点で同一世帯に18歳未満の児童が1人以上いる世帯の中に租税条約により意図的に虚偽の申告をしたことが確認された場合は、不正受給とみなされ、不正受給の返還を求められます。

イ 提出期限(令和7年4月30日)までに必要な修正がない場合、2月以降は支給対象外となります。

エ 上記のいずれにも該当しない場合は、不正受給とみなされ、不正受給の返還を求められます。

上記の支給要件①・②の両方に該当し、確認事項アからエの内容について確認・同意したうえで相違がなければ、世帯主氏名(あて名の方)、確認日、連絡先電話番号をご記入ください。

世帯主氏名(あて名の方) 姫路 太郎 確認日 令和7年4月1日 連絡先電話番号 000-000-0000

【お問い合わせ先】 姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター 221-1502

受給を希望しない、又は内容に相違がある場合はコールセンターまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】 姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター 221-1502

A

支給額を確認してください。

B

対象児童を確認してください。

C

支給要件①～②及び確認事項アからエの内容について確認・同意したうえで相違がなければ、世帯主氏名(あて名の方)、確認日、連絡先電話番号をご記入ください。

姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター ☎079-221-1502
受付時間 8:35～17:20(土・日・祝を除く)

ウラ面もご確認ください▶

記入例

ウラ面

口座確認書類の写しの両方を貼り付けてください。

ウラ面

機関名

支店名

種類

口座番号

口座名義(カナ)

こちらの方を記入

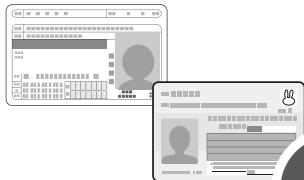
金融機関番号	店番号	ゆうちょ銀行	通帳番号	通帳名義(カナ)
1	0	1	0	1

D

D

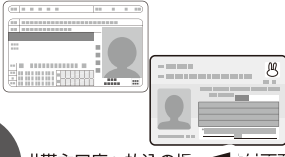
・受取口座を記入してください。

世帯主の本人確認書類の写し
貼付欄



代理受給を希望される場合

代理人の本人確認書類の写し
貼付欄



E

E

・本人確認書類(有効期限内のもの)及び振込先の口座情報が確認できる書類の写しを貼り付けてください。

口座確認書類の写し
貼付欄

※通帳見開き1ページの写しを貼り付けてください。

【必要な情報】

- 金融機関名
- 支店名
- 口座番号
- 口座名義(カナ)



代理受給等を行う場合

代理受給等(法定代理人含む)については個々の事情に応じた「別途添付書類」の案内をさせていただきますので、コールセンター(079-221-1502)にお問い合わせください。

フリガナ 代理人氏名	申請者(あて名の方)との関係	代理人住所
	大正	
連絡可能な電話番号		署名(又は記名押印)
世帯主(あて名の方)氏名		

F

F

・代理人が内容確認及び受給する場合に記入してください。

〈注意事項〉

- ・金融機関で口座を作れない等、どうしても口座振込みによる受給ができない方(世帯)は、姫路市価格高騰生活支援給付金コールセンター(079-221-1502)までお問い合わせください。
- ・本給付金関係で提出された書類等は審査・確認等の根拠となるため返却できません。
- ・要件確認書が届いた世帯でも、支給要件から外れた場合は支給されません。

支給対象とならない世帯例

- ・住民税が課税されている者がいる世帯
- ・世帯主が18歳以下の児童本人となる単身世帯
- ・租税条約による住民税の免除を受けている方がいる世帯 など

マイナンバーカードを活用し、価格高騰生活支援給付金の支給決定のお知らせを、郵送に代えてスマートフォンで受け取ることができます。スマートフォンなら、支給後すぐにお知らせを受け取ることができます。詳しくは右記のQRコードから姫路市HPをご確認ください。

※スマートフォンへの通知は、今後、給付金以外のお知らせについても通知させていただくことがあります。



お問い合わせ番号メモ欄【

】